

ID: 201

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市法定外公共物管理条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第142号		
【根拠条文】 (占用料等の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を減免することができる。 (1) 占用者等が、公共の用に供する目的で占用等の許可を受けたとき。 (2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日